

太平洋クロマグロの資源管理について

1 国際的な資源管理の取組

- 近年の太平洋クロマグロの親魚資源量は、これまでの最低水準に近い状況で推移
- 太平洋クロマグロを管理する「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）」において平成23年からの資源管理の取組が合意
- 資源回復目標
 - ① 現在の親魚資源量（約1.7万トン）を2024年までに、歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させる

■ 我が国の漁獲枠

- ・ 30キログラム未満の小型魚漁獲量：4,007トン/年（基準漁獲量の半減）
- ・ 30キログラム以上の大型魚漁獲量：4,882トン/年（基準漁獲量を上限）
- ※ 基準漁獲量：2002年～2004年平均漁獲量

- ② 上記目標達成後10年以内に、推定初期資源量の20%（約13万トン）まで回復させる

○ 漁獲上限増枠の検討

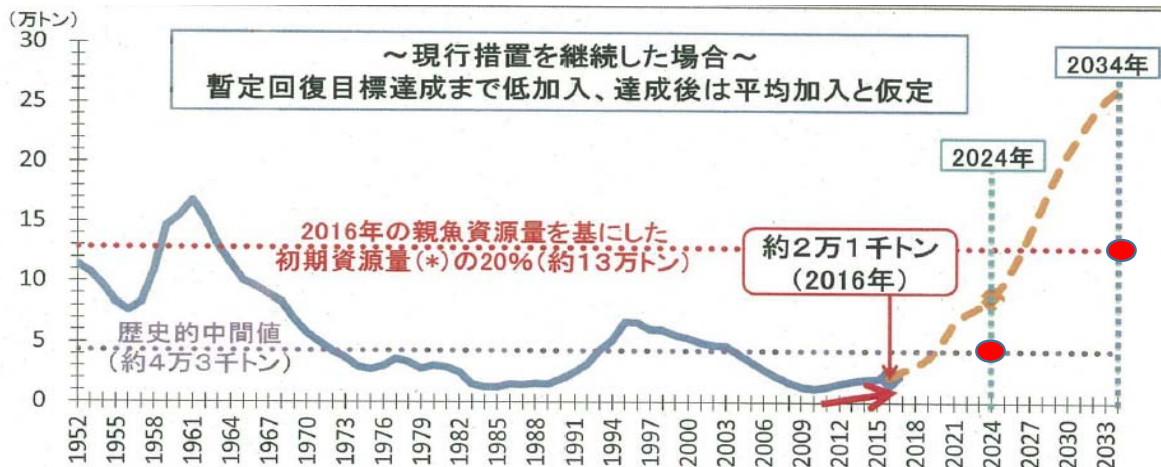
- ・ 本年5月に公表された資源評価において、資源回復の兆しが明らかになっており、今後、開催される国際会合で合意されれば、平成31年から増枠となる可能性がある

《参考》

第1管理期間 H27.1～28.6
第3管理期間 H29.7～30.6

第2管理期間 H28.7～29.6
第4管理期間 H30.7～31.3

■ 太平洋クロマグロの親魚資源量の動向（回復予測）



資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2018年）

(*) 初期資源量：資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということの意味するものではない。

2 第3管理期間の小型魚の漁獲状況

（沿岸：H29.7～30.6・沖合：H29.1～29.12）

全道 769.5トン（漁獲上限 111.8トン）

全国 3,405.4トン（漁獲上限 3,423.5トン）

- 国は、2年連続で日本の漁獲上限超過のおそれが高まったことから、残枠のある31都府県も含め、全ての沿岸漁業に対し小型魚の漁獲に係る操業自粛要請発出（H30.1）

3 第4管理期間の管理の対応方向（沿岸：H30.7～31.3・沖合：H30.1.～30.12）

- 資源管理法（TAC法）に基づく数量管理を開始
- 第3管理期間の漁獲枠超過量は、第4管理期間の漁獲枠から一括差し引き
ただし、混獲の管理のため、必要最小限の混獲枠を配分
- 割当量
 - 〔小型魚〕
 - ・ 道への配分 漁獲枠 0トン、混獲枠 8.3トン
⇒ 振興局別に配分せず、道で一括管理
 - 〔大型魚〕
 - ・ 道への配分 157.0トン（第3管理期間までは、配分せず全国で管理）
⇒ 道で一部留保枠（16トン）を持ったうえで、漁業の実態を勘案し、漁業種類別、
海域別（振興局別）に配分（141.0トン）
- 数量管理
 - ・ 「くろまぐろの採捕の停止に関する規則」制定（6/29公布、7/1施行）

- > 知事管理量（全体、採捕の種類別、海域別）の9割5分を超える採捕があった場合、
知事が数量を公表
 - > 公表の翌日から管理期間の末日まで採捕を禁止
 - > 対象者は、くろまぐろを採捕しようとする者（漁業者、遊漁者）
 - > なお、今期は、30キログラム未満の小型魚の漁獲枠が0トンであることから、本年
 - > 7月1日から来年3月31日まで小型魚の採捕を禁止
 - ・ 漁協の採捕報告について、インターネットでの報告体制を構築し、全道の漁協、漁業者
とクロマグロの漁獲及び放流状況等の情報を共有

4 第4管理期間の大型魚の追加配分

- 7月1日から実施したTAC制度に基づく大型魚の漁獲枠について、漁業者に対する説明が
不十分であったことと、沿岸漁業への配分量に対し、全国の漁業者から不満の声
- 水産庁では、留保枠を解除することとし、都道府県ごとの漁獲枠を算出し、7月25日付
けで基本計画変更に係るパブコメを実施（～8/23）
- パブコメ及び水産政策審議会の答申を踏まえ、8月下旬（予定）に国の基本計画変更
- 北海道への追加配分は、51.4トンで知事管理量は208.4トン（過去3カ年の最大漁獲
実績（7月～3月））の計画

5 第4管理期間の大型魚の漁獲状況

7/31現在

種 類	海 域	割当量	漁獲量	TAC消化率
定置網漁業を 除く採捕	1 渡島管内沖合海域	73.0トン	0.97トン	1.3%
	2 全道沖合海域（1を除く）	7.1トン	0.73トン	10.3%
定置網漁業 による採捕	3 南かやべ漁協地先水面	34.6トン	6.14トン	17.7%
	4 渡島管内沖合海域（3を除く）	15.9トン	0.56トン	3.5%
	5 全道沖合海域（3, 4を除く）	10.4トン	0.07トン	0.7%
合 計		141.0トン	8.47トン	6.0%